

事業主会員 / 職員会員 各位

会員証の取り扱いについて

既にご案内の通り、本年より「ライフサポート倶楽部」の導入に併せて「ライフサポート倶楽部会員証」が新たに加わり、併せて共済会の会員証（以下KMC）が新しく変わりました。

そこで、KMC等の会員証の取り扱いについて、以下の通りご案内申し上げます。

新KMCの特徴

1) 材質が変わりました。	旧KMC：プラスチック 新KMC：紙（共済会のしおりに掲載）
2) 利用できる内容がわかりやすくなりました。	「共済会のしおり」にKMCを掲載しました。 会員が利用できる福利厚生などの内容をすぐに確認できるようになりました。
3) 有効期限を設定しました。	「共済会のしおり」に掲載しているため、共済会のしおりを発行する毎に、新しいKMCを会員の皆様にお渡しすることになります。
4) KMCの返還が不要になりました。	退会・再発行に伴う古いKMCは、会員各自で廃棄をお願いいたします。 1年度限り（4月 - 3月） *退会を除く

【KMC】/【ライフサポート倶楽部会員証】の取り扱いについて

旧KMC 新KMCへの移行

会員本人が、旧KMCに刻印されている「カタカナ氏名」及び「会員番号」を新KMC及びライフサポート倶楽部会員証に会員番号（7桁）とカナ氏名（カタカナのみの記載）を転記してください。

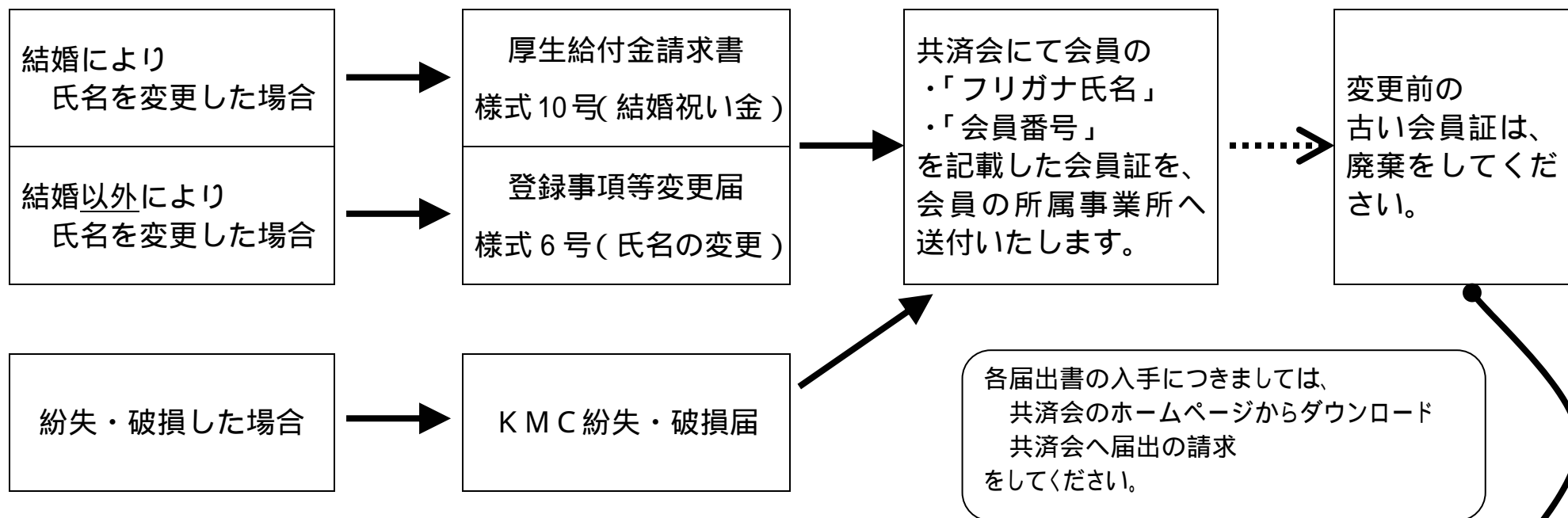
新規加入会員：【加入承認通知書】		移行終了後、【旧KMC】は、会員各自で廃棄をお願いいたします。 * 利用不可能な状態にして廃棄してください。 例：ハサミによる裁断など
既加入の会員：【旧 KMC】		
(カタカナ氏名) キョウトタロウ	(会員番号) 1911111	

必ず、会員本人が記載してください！

【新 KMC】		【ライフサポート倶楽部会員証】	
(カタカナ氏名) キョウトタロウ	(会員番号) 1911111	(カタカナ氏名) キョウトタロウ	(会員番号：下7桁) **** * 0191 1111

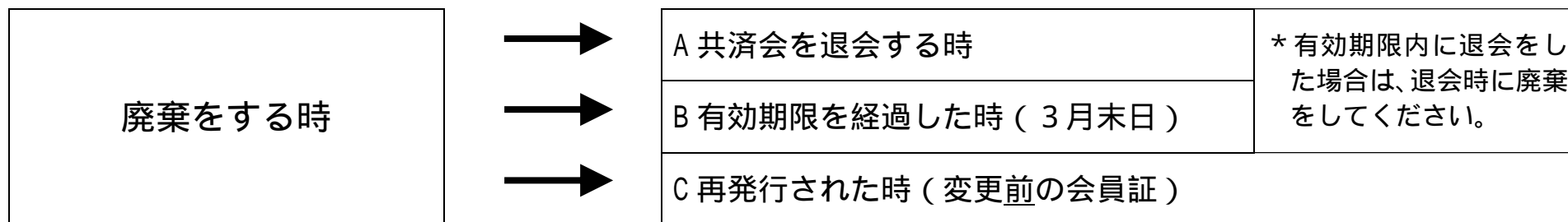
次年度以降も、同様に、次年度の共済会のしおりにあります会員証に、「カナ氏名」「会員番号」を記載していただくことになります。

氏名変更・紛失等による再発行



会員証の廃棄をする場合

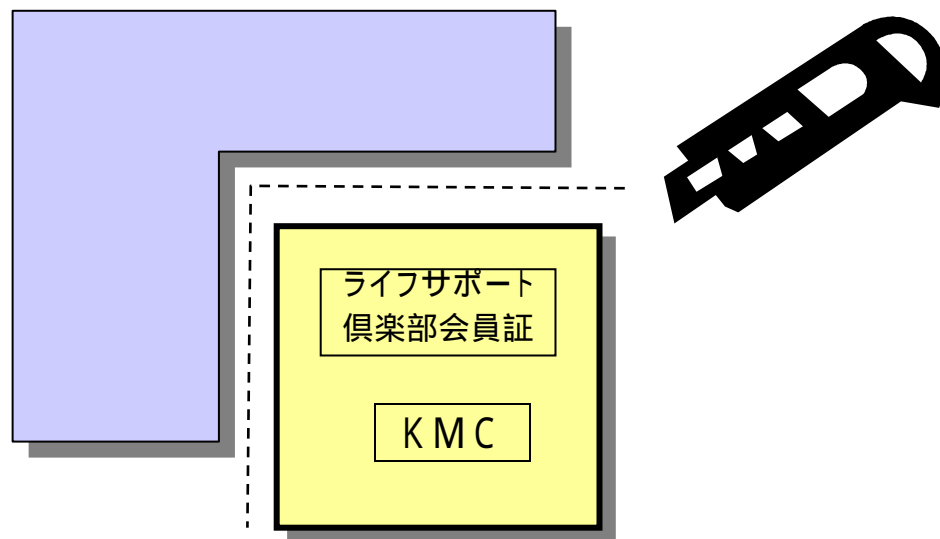
廃棄方法:ハサミやシュレッダーによる裁断など、利用不可能な状態にして廃棄してください。



会員証を携帯する場合

共済会のしおりから切り取り線に沿って切り取ってください。

【KMC】 / 【ライフサポート倶楽部会員証】は、連結したままにして携帯してください。



ご不明な点がございましたら、共済会までお問い合わせください。

財) 京都府民間社会福祉施設職員共済会
〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入 ハートピア京都 7F
電話 075-252-5888 / FAX075-252-5881